

令和2年9月定例会 県土都市整備委員会の概要

日 時 令和2年10月8日(木) 開会 午前10時 2分
閉会 午前11時 5分

場 所 第9委員会室

出席委員 浅井明委員長

安藤友貴副委員長

関根信明委員、白土幸仁委員、中野英幸委員、岩崎宏委員、小林哲也委員、
醍醐清委員、田並尚明委員、橋詰昌児委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]

中村一之県土整備部長、三須康男県土整備部副部長、
北田健夫県土整備部副部長、清水匠県土整備政策課長、
小島茂県土整備政策課政策幹、小高巖建設管理課長
藤間達之用地課長、吉澤隆道路街路課長、落合誠道路環境課長、
林雄一郎参事兼河川砂防課長、長谷部進一水辺再生課長

草野忠幸収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]

濱川敦都市整備部長、堀井徹都市整備部副部長、
柳沢孝之都市整備部副部長、磯田忠夫都市整備政策課長、
鳴海太郎都市計画課長、長嶺俊広市街地整備課長、
細田隆田園都市づくり課長、伊田恒弘公園スタジアム課長、
若林昌善建築安全課長、関根昌己住宅課長、知久裕之営繕課長、
大澤春樹設備課長

今成貞昭下水道事業管理者、福島英雄下水道局長、
松塚研一下水道管理課長、若公崇敏参事兼下水道事業課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

| 議案番号 | 件名 | 結果 |
|-------|--|------|
| 第99号 | 令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第7号) のうち県土整備部関係及び都市整備部関係 | 原案可決 |
| 第106号 | 訴えの提起について | 原案可決 |

2 請願

なし

所管事務調査(県土整備部関係)

工事検査のペーパーレス化等について

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

関根委員

補正予算について、昨年度は55億円、今年度が40億2,711万円の増額であるが、前倒しになった要因は何か。

県土整備政策課長

前倒しになった要因は、県予算で計上していたよりも国の内定が多くきたことである。補助金を受けて事業ができるように増額補正をお願いするものである。

関根委員

今回の補正の効果はどうか。

県土整備政策課長

増額補正をすることにより令和3年度に予定していた工事などを前倒しすることが可能になる。そうしたことで事業の進捗を図り早期に事業効果を発揮することができると考えている。

関根委員

具体的にはどのような進捗が図られるのか。

道路街路課長

道路改築事業であるが、羽生市内で進めている県道羽生外野栗橋線において、今回の補正予算により東武伊勢崎線の立体交差する橋りょう上部工に着手することができる。これにより大幅に工事の進捗が図れると考えている。また、街路事業についてであるが、宮代町と杉戸町をまたがって実施している都市計画道路東武動物公園駅東口通り線において来年度実施予定であった用地買収のための物件調査や用地買収並びに物件補償を前倒しで実施することが可能となる。このようなことから来年度以降の事業もスムーズに展開できると考えている。

道路環境課長

具体的な効果として、例えば鴻巣市で事業を進めている県道の東松山鴻巣線、御成橋で橋りょうの修繕工事を進めているが、来年度実施予定であった範囲の塗装の塗り替えについて着手が可能になり工事の進捗を図ることができる。また、日高市内で歩道整備事業を行っている県道の川越日高線の栗坪工区であるが、補正予算により用地買収、物件補償を前倒しして実施することにより事業の進捗が図れる。

参事兼河川砂防課長

河川事業であるが、例えば中川において橋りょうの上部工を前倒しで実施することにより、中川に架かる橋りょう2橋の架換えが今年度前倒しで完了する見込みである。

砂防事業については、皆野町の金崎地区において、地下水を排除して地すべりを抑制す

る集水ポーリング工の着手を前倒しすることにより、土砂災害防止の効果が早期に発現できると考えている。

水辺再生課長

有間ダムにおいて新たに設置する貯砂えん堤を予定しており、そこに増額することにより事業の促進を図っていきたいと考えている。もう一か所、権現堂調節池であるが令和3年度に予定していたシステム改良を前倒しして実施したいと考えている。これにより防災情報を関係者間で共有する情報網の整備が促進されたいと考えている。

関根委員

繰越明許費についてであるが、今定例会で繰越明許費を設定した理由は何か。

県土整備政策課長

平成28年から12月定例会で繰越明許費の設定を行い、適正な工期の確保に努めてきたところである。他県の状況を確認したところ、より早い時期の繰越明許費を設定しているところがあることなどから、今回前倒しでお願いしたいというものである。現時点で工期内、年度内に終わる見込みが立たないものについて今定例会で繰越明許費を設定することでこれまで以上に速やかに適正工期が確保できるようにしたいと考えている。

関根委員

繰越明許費の設定は、ある程度「平準化」という意味もあると考えている。どのような案件を対象にして設定をしたのか。

県土整備政策課長

9月定例会に繰越明許費を設定するに当たり、部内各課所に照会を行い、年度内の完了が見込めないものを抽出したところである。遅れの原因としては、新型コロナウイルス感染症対策により地権者との調整に不測の日数を要したことなどが挙げられる。

関根委員

繰越明許費の設定は12月定例会でやることが多いが、次の12月定例会でも再度改めて繰越明許費を設定する可能性はあるか。

県土整備政策課長

今後の事業進捗を踏まえ、12月定例会で繰越しが必要になる箇所の調査を行い、必要に応じて繰越明許費の設定をお願いしたいと考えている。

【付託議案に対する質疑（都市整備部及び下水道局関係）】

関根委員

スーパーアリーナ関係で質問する。新型コロナウイルス感染症対策でオープンできなかった時期も含め、新型コロナウイルスの影響によって、収入がダウンしていると判断している。3億円近く補填をするということは指定管理の契約の中にその旨が記載されていて、それに基づいて今回補填をされるのか。

都市整備政策課長

指定管理においては県と指定管理者の間で基本協定書を締結している。また年度ごとにも協定書を結んでいるところである。そうした中で天災そのほかやむを得ない事由によって施設供用を休止したことによる損失そのほか経費の負担は指定管理者と県が個別に協議を行うこととなっている。こうしたことから今回の補正予算を検討した。

関根委員

今回3億円を計上しているが、どのような積算根拠か。

都市整備政策課長

指定管理施設の維持管理経費に対する収入不足額を上限として過去3か年の平均と比較した利用料金収入の減収額に新型コロナ対策に係る経費の増額、施設休止に伴う経費節減額を合計して算出をした。ただし、今回の補正予算の対象は令和2年4月から6月までとなっている。具体的には、スーパーアリーナの維持管理経費は基本的に利用料金で賄われている。第一四半期の過去3か年の利用料金収入は平均で5億円を超えており、主な収入源が大規模イベントの貸館料であるが、今年度はその貸館料がこの時期ほぼなかったという状況である。一方、この間、休館に伴う維持管理のための外注費、空調光熱水費などの節減が2億円程度あったことから約3億円の補正予算となったものである。

関根委員

その後、50%の入場制限という中で、スーパーアリーナの現状の利用状況や今後の見通しについてはどうか。

都市整備政策課長

大規模なイベントについては、実質的に観客が入ってのイベントは9月になってから行われている状況である。無観客のイベントが8月以降に2回、観客を入れてのスポーツイベントが9月以降に2回開催されている。今後のイベントについては、既に中止や延期を決定しているものが多くあり、正直、先が見通せない状況が続いている。

関根委員

今回は4月から6月の3か月間分ということであるが、その後また補填するのか。また、どのようなタイミングになるのか。

都市整備政策課長

7月以降もイベントが開催されない状況が続いているので、大幅な利用料金収入の減収が見込まれる。こうした状況を踏まえて年度を通しての収入不足を改めて整理し、指定管理制度を所管する改革推進課や財政課と調整を図りながら、必要な予算措置については検討したい。時期については、年度を通してということでは最終的には2月の時期と考える。これからの庁内の調整によるが、そのような見込みである。

中川委員

「適切」という部長からの説明を具体的に聞きたいが、経費節減だけではコストを埋められないと思う。営業努力でカバーできた金額はどれくらいなのか。コロナを逆手にとって指定管理者が努力された具体的な事例はあるのか。また、7月以降、こういったもの

を推奨していく考えなのか。

都市整備政策課長

コロナ禍においてイベントの開催は制約されているが、さいたまスーパーアリーナでは稼働率が上がるように、コンサートであれば無観客のコンサートなども催されている。また人数制限があるので人数制限に対応した臨時料金を設定して、これまで利用いただいているお客様をつなぎとめたり、最近、大規模施設ということもあり試験会場としてのニーズも高くなっており、試験会場や公的機関の、例えば確定申告の会場など、これまでなかった新たなニーズの発掘にも指定管理者として取り組んでいる状況である。具体的な収入では、4月から6月までというのはイベントの開催制限があり、スーパーアリーナでの大規模イベントは開催されなかったため、例えばTOIROという小規模のスペースで催物をして貸付料の収益を上げたり、最近は無観客イベントやスポーツイベントでも一定の割引をした料金で収益を上げている状況である。

中川委員

- 1 都市整備部所管の指定管理者制度を導入している施設において、コスト削減ではなくて、営業努力で4月から6月期で得られた金額はどれくらいか。
- 2 スーパーアリーナについて、人数制限せざるを得ないから新たな料金設定をしたというのはコロナに合わせた部分だと思うのだが、コロナを逆手に取った取組というのは、県営公園ではどうか。

都市整備政策課長

- 1 スーパーアリーナの4月から6月までの利用料金収入は、約1,900万円である。

公園スタジアム課長

- 2 新型コロナ感染対策と両立しながら収入確保に努めている。各公園でも収入確保するために指定管理者が様々な工夫と努力をし、新しい事業を展開しているところである。例えば、埼玉スタジアム2002公園ではサッカー等のスポーツイベントができなかったことから、デッキのスロープでインラインスケートの練習を誘致した。こども動物自然公園では休園中で動物を観ることができないため、ユーチューブで動物の動画を流し広告収入を得る取組をしている。秩父ミュージックパークでは音楽堂が開けないので、通常は団体利用としている音楽堂にあるスタンウェイとヤマハのグランドピアノ2台を、個人用として貸出した。7月末から8月の夏休み期間に行ったが、80件232人と好評を得ることができ、アンケートでは、「また、やってほしい」という声もあった。プールのある公園については、通常のプール開きの時期はプール利用で混んでしまうため、休業している周辺の池の貸ボートの営業を行っている。また、プールは水を張っているので、そこをテレビの撮影等に利用できないかということで営業等を行い、活用しているところである。県としても指定管理者とともに公園の収益アップにつながるようなアイデアの提供など連携して進めていきたい。

中川委員

都市整備部全体としては営業努力の金額は分からないということか。そういう努力を推奨していくのか。具体的に言うと指定管理だけの努力に任せるのではなく、各所管課が「こういうことはできませんか」というような推奨を行うのか。

都市整備政策課長

さいたまスーパーアリーナについては個別にお答えできたが、全体については今数字を持ち合わせていないため、改めて整理をした上で、資料提供という形で提供させていただきたい。

指定管理者も独自の努力をしているが、県としても一体となってコロナ禍の難局を乗り越えられるよう、知恵を絞ってしっかりと支援していきたい。

醍醐委員

第106号議案の訴えの提起については、毎年定期的に滞納者の処理がされているが、今回の訴訟対象者である滞納者に対するこれまでの催促の状況を簡潔に伺いたい。

住宅課長

文書、電話や訪問に加え、連帯保証人に対する協力依頼、履行請求など滞納月数に応じて段階的に滞納指導を強化して進めてきた。主な内容としては文書の催告としては5回、電話は30回、訪問は12回ということで記録としては残っている。今回の方は居住実態はなく、途中から連絡が取れなくなっているの、なかなか進まなかったという状況である。

醍醐委員

居住実態がなくなったので提訴に踏み切る段階だと思うが、もっとサイクルを早めることはできないのか。18か月も滞納しているということは、幾ら催促しても払えない状況が続いている。ましてや今日に至っては居所不明という状況なので、この方に限らず、もっと早く提起する方法をとらないと益々滞納額が積み上がっていくのではないか。その辺の考え方を伺う。

住宅課長

訴訟対象者の選定事務については、議案を提案する前の6か月前の時点、今回でいうと3月の末の時点で、原則6月以上の滞納者を対象として、そこから家庭の状況であったり、滞納が生じた理由であったり、納入の意思などを慎重に調査をする。その上で訴訟が必要と判断した場合に、次の段階である訴訟に向けての手續に入っていく。これにはどうしても6か月程度必要であり、合わせて大体12か月ほどかかってしまう。今回の方については、6か月の段階で退去するという意思表示をしていたので、そこで様子を見ていたところもあり、18か月という数字になったところである。仮に6か月という基準を3か月にすると、先ほど申したように一人一人にかなり時間を要する調査をしているので、対象者が約5倍に増えてしまうため難しいのが実情である。滞納額が増えてしまうという指摘もあったが、滞納額は増えてはおらず、議決を頂いた滞納者についても約7割は回収しており、毎年滞納額は減ってきている状況である。

【所管事務に関する質問（工事検査のペーパーレス化等について）】

白土委員

中間検査、しゅん工検査等があるが、検査時は段ボール箱とか化粧箱で大量の書類が必要で、県で保管するのも、提出する方も大変だと考える。もちろん検査する上で、必要な

書類は残すべきであるが、今、全庁的にペーパーレス化をやっている中、検査時における工事書類の削減について今までどのように進めてきたのか。

建設管理課長

工事書類の簡素化については、平成29年度から国土交通省の関東地方整備局と埼玉県の間で工事書類の標準化について検討を進め、平成30年度に「埼玉県土木工事実務要覧」を改定し、その中で標準化率約5割に書類の簡素化を進めたところである。特に埼玉県として簡素化を行ったことで三つほど挙げさせていただくと、まず、段階確認や中間検査などいろいろな現場で書類が重複しているという話があったので、そういった重複する書類を削減した。また、250万円未満の少額の工事については、一部書類を削減する取組を行った。加えて、小さいところだが、産業廃棄物のマニフェスト関係も今まで提出していたものを、提示だけで済ますというような取組を行っている。提出書類と関連するところでは、工事関係事務の簡素化ということで、先ほど中間検査というお話があったが、その中間検査について省略できるものは幾つか省略しようということで九つほどの工種で中間検査を省略した。

白土委員

全庁的にペーパーレス化が進んでいる。知事も会議等はタブレットを用いていると聞いているし、私も監査委員として、知事に説明をする際に、タブレットを使用した。書類がタブレット一つに収まるのは、すばらしいことである。今後、タブレットを導入して検査を行うということも必要な方向性と考えますが、そういったものも含め工事検査におけるペーパーレス化をどのように進めているのか。加えて、先ほど書類を5割削減したという話であったが、目標は持っているか。例えば、5割をあと何割くらいまで削減したいといった目標はあるのか。

建設管理課長

本県の取組を若干説明させていただく。電子化の取組としては、埼玉県電子納品運用ガイドラインを定めて、電子納品を進めている。今の時点では、工事写真について電子納品をしてそれに基づいて検査をしている。タブレットについては、本県では行っていないが、国では情報共有システムという名称で、インターネットを介して工事現場と発注の事務所でクラウドのサーバーを使って情報を共有し、例えば現場で入力すると帳票がクラウドのサーバーに行き、それを発注課所の事務所が見て確認するというようなシステムを使っている状況である。先ほどの5割削減については、国と県が標準化で合わせたということである。同じ証明なのに県と国で様式が異なるとは煩雑だろうとのことで標準化したのが5割ということである。これについては、目標は定めておらず、共通の作業をする中で、できることはやろうとした結果が5割という形になった。御理解いただきたい。

白土委員

国の方ではクラウドに提出する方法もあるということだが、工事写真や電子納品という話もあった。恐らくCDに焼いてということだと思う。CDに焼いて渡すのであれば、国のように担当部でクラウドを持って、電子納品という形でそこに提出する方が、その場で納品でき、手間もかからず、たやすくできると考える。それについては、それほどハードルが高そうに感じないが、検討しているのか。併せて、どうしても現場によっては設計当初とは違っているということも結構多いと思う。そういうものについては担当の方と綿密

にやり取りし、工事記録として残して工事を進めていると思うのだが、そういった場合も書類を新たに打ち換えて提出していると聞いている。メールでのやり取りがあるわけなのだから、それを検査記録として準じて提出すれば、2度手間にならずに済むようにできると思う。タブレット一つ検査員に渡すこともできると思う。今後の工事検査のペーパーレス化の取組について、どんな決意を持っていて、どのように進めていく考えか。

建設管理課長

電子情報をそのまま工事検査に使うというお話であった。国で行っている情報通信技術を使ったシステムでは、電子納品でやり取りをしているという話も聞いている。現場の方がカメラをつけて、長さを測ったりすると、それをカメラで見ながら発注者が事務所で確認が取れたり、現場と図面の違いや不整合を把握する遠隔臨場ができるシステムもあり、今後有効と考えている。ペーパーレス化の今後の方針については、委員御指摘のとおり効率的に進めるには効果的だと考えているので、情報通信技術を活用した業務の効率化として工事検査におけるペーパーレス化については実現を目指して十分検討していきたい。